

(限 内 部)

海軍公報 (部内限) 號外

昭和十九年三月八日(水)
海軍大臣官房

○ 辭 令

○昭和十九年三月一日

任海軍屬兼海軍書記
給八級俸

鈴木 實

(各通)

任海軍書記

高橋 宇市
小野 幸治
富田 末次

給三級俸

藤原 三郎

任海軍書記
給三級俸

橋富 佐市
井上 正男

(各通)

任海軍書記
給四級俸

(各通)

任海軍書記

給五級俸

(各通)

任海軍書記

給六級俸

(各通)

任海軍書記

給月俸七拾圓



蒲 谷 茂

織 田 哲 良

錦 織 秀 樹

御 手 洗 廸 麿

小 倉 實

高 橋 昇

橋 本 増 雄

福 田 正 男

廣 近 要

小 原 正 夫

宗 田 正 彦

宗 田 正 彦

小 原 正 夫

廣 近 要

福 田 正 男

橋 本 増 雄

高 橋 昇

小 倉 實

御 手 洗 廸 麿

錦 織 秀 樹

織 田 哲 良

蒲 谷 茂

海軍公報 (部内限) 號外

0662

(各通)	任海軍書記 給七級俸	塩崎 覺誠 金子 四郎 木下 嘉明
(各通)	任海軍書記 給月俸六拾圓	播磨 正治 城 勲嗣 田中 隆夫 小林 憲 吉田 忍次郎 古賀 絹江 下井 清太郎
(各通)	任海軍錄事 給五級俸	中尾 清太郎
任海軍助教 給三級俸	台灣公立中等學校教諭	麓 香 高沢 菊次郎
任海軍助教 給五級俸	任海軍監獄看守長 給五級俸	石田 信郎
任海軍技手 給二級俸	海軍監獄看守	奥田 静人
(各通)	安達 新作	大田 守三
任海軍技手 給三級俸	若宮 勇	奥谷 清熊
遞信局技手	下迫 君造	藤岡 政吉
小堀 清一	兼原 太郎	中田 忠雄
片山 孝一	進藤 依藏	小堀 清一

任海軍技手
給四級俸

(各通)

愛知縣技手

寒川 董	伊藤 雅夫	中村 政夫	池上 勇一	神垣 吾一	深田 潤	瀧村 恒太郎	山中 幾雄	青木 良直	早野 爲三	小川 米次	山下 茂	山戶 彰	住吉 義夫	谷井 岩吉	佐々木 繁松	久保田 一太郎	大石 數市	長谷川 政太郎
------	-------	-------	-------	-------	------	--------	-------	-------	-------	-------	------	------	-------	-------	--------	---------	-------	---------

(各通)

任海軍技手
給五級俸

(各通)

南洋廳技手

西垣内 弘	藤井 茂	尾崎 正明	山滝 太郎	主橋 巖	萩原 瑞穂	本間 龍士	小勝負 己	小林 徹	久保田 正雄	住吉 義人	羽賀 義太郎	濱木 春人	長尾 修輔	澤野 正	瀧野 清	藤中 峯登	宮内 繁	平岩 岩夫
-------	------	-------	-------	------	-------	-------	-------	------	--------	-------	--------	-------	-------	------	------	-------	------	-------

吳海軍工廠勤務ヲ命ス	同	錦織 秀樹	吳海軍工廠勤務ヲ命ス	同	木下 嘉明
海軍航空本部勤務ヲ命ス	同	御手洗 勉磨	大阪海軍經理部附ヲ命ス	同	播磨 正治
海軍艦政本部勤務ヲ命ス	同	小倉 實	海軍艦政本部勤務ヲ命ス	同	城 勲嗣
吳海軍施設部勤務兼吳海軍經理部勤務ヲ命ス	同	高橋 昇	豊川海軍工廠附ヲ命ス	同	田中 隆夫
川棚海軍工廠附ヲ命ス	同	橋本 増雄	海軍艦政本部勤務ヲ命ス	同	小林 憲
高雄警備府附ヲ命ス	同	福田 正男	大阪海軍經理部附ヲ命ス	同	吉田 忍次郎
賀茂海軍病院附ヲ命ス	同	廣 近 要	海軍艦政本部勤務ヲ命ス	同	古賀 組江
海軍技術研究所附ヲ命ス	同	小原 正夫	海軍航空本部勤務ヲ命ス	同	下井 清太郎
高雄警備府附ヲ命ス	同	宗田 正彦	海軍艦政本部附ヲ命ス	同	鈴木 實
大阪海軍經理部附ヲ命ス	同	塩崎 覺誠	佐世保鎮守府軍法會議附ヲ命ス	海軍錄事	中尾 清太郎
沼津海軍工廠勤務ヲ命ス	同	金子 四郎	第六十一海軍航空廠附ヲ命ス	海軍助教	麓 香

海軍公報(部内限) 號外

五

0666

第四海軍工作部附ヲ命ス	同	青木良直
高雄警備府附ヲ命ス	同	山中幾雄
廣海軍工廠附ヲ命ス	同	瀧村恒太郎
高雄警備府附ヲ命ス	同	深田 潤
廣海軍工廠附ヲ命ス	同	神垣 吾一
廣海軍工廠附ヲ命ス	同	池上 勇一
(各通)	同	中村 政夫
第一海軍燃料廠附ヲ命ス	同	伊藤 雅夫
第一海軍燃料廠附兼海軍省軍需局勤務ヲ命ス	同	寒川 董
第二十一海軍航空廠勤務ヲ命ス	同	平岩 岩夫
光海軍工廠勤務ヲ命ス	同	宮内 繁
(各通)	同	藤中 峯登
第一海軍燃料廠附ヲ命ス	同	海軍航空本部勤務ヲ命ス
第二十一海軍航空廠附ヲ命ス	同	福野 清
第二海軍燃料廠附ヲ命ス	同	澤 正
高雄警備府附ヲ命ス	同	長尾 修輔
廣海軍工廠勤務ヲ命ス	同	濱木 春人
第三十一海軍航空廠附ヲ命ス	同	羽賀義太郎
廣海軍工廠勤務ヲ命ス	同	住吉 義人
第一海軍燃料廠附ヲ命ス	同	久保田 正雄
第一海軍衣糧廠附ヲ命ス	同	小林 徹
第一海軍衣糧廠附ヲ命ス	同	小勝負 勝己
横須賀鎮守府附兼海軍航空技術廠附ヲ命ス	同	本間 龍士
横須賀海軍工廠勤務ヲ命ス	同	萩原 瑞穂

海軍公報 (部内限) 號外

七

0668

舞鶴海軍工廠勤務ヲ命ス	海軍技手	土橋 巖
同		山滝 太郎
吳海軍工廠勤務ヲ命ス	同	尾崎 正明
同		藤井 茂
廣海軍工廠附ヲ命ス	同	西垣内 弘
高雄警備府附ヲ命ス	同	五井 典三
廣海軍工廠附ヲ命ス	同	稻部 誠二
(各通)	同	田中 重信
大湊海軍施設部勤務ヲ命ス	同	吉峯 英太郎
舞鶴海軍工廠附ヲ命ス	同	山口 登
第一海軍施設部附ヲ命ス	同	古賀 佐都夫
舞鶴海軍工廠勤務ヲ命ス	同	
佐世保海軍施設部勤務ヲ命ス	同	
第百一設營隊附ヲ命ス	同	櫻井 清作
同		鷺尾 忠彦
第三百三十一設營隊附ヲ命ス	同	中本 正隆
同		三浦 三佐雄
第百一設營隊附ヲ命ス	同	嶋田 文
(各通)	同	染川 映利
大湊海軍施設部勤務ヲ命ス	同	北蘭 達夫
第百一設營隊附ヲ命ス	同	早川 保三
第三十六設營隊附ヲ命ス	同	藤田 貢
第四十設營隊附ヲ命ス	同	
大湊海軍施設部勤務ヲ命ス(以上三師海軍省)	同	

隊部)
内
限

海軍公報 (部内限) 號外

○懲罰

海軍公報 (部内限) 號外

昭和十九年三月九日 (木)

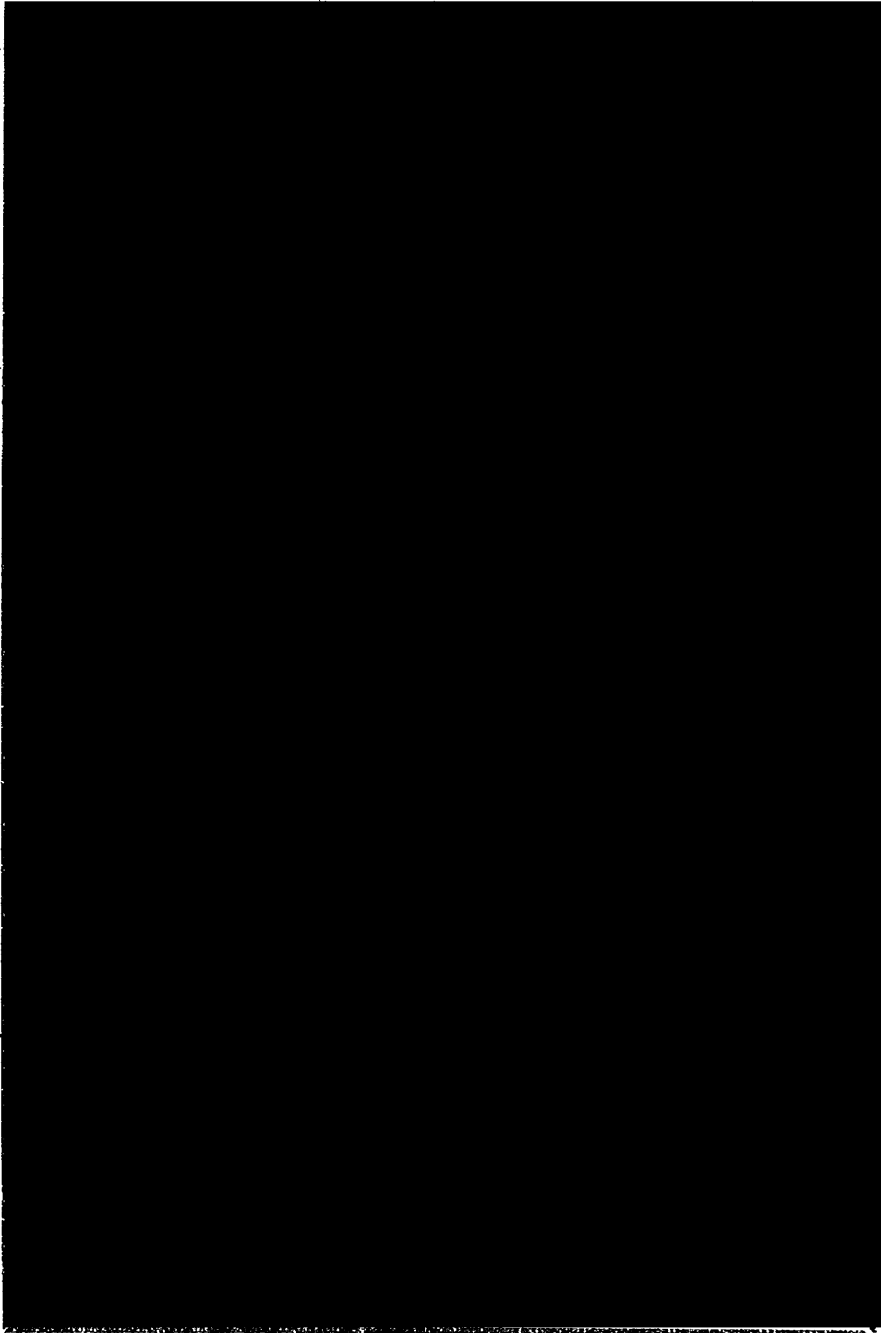
海軍大臣官房

0670

海軍公報 (部内限) 號外

0671

海軍公報
(部内限)
號外



0672

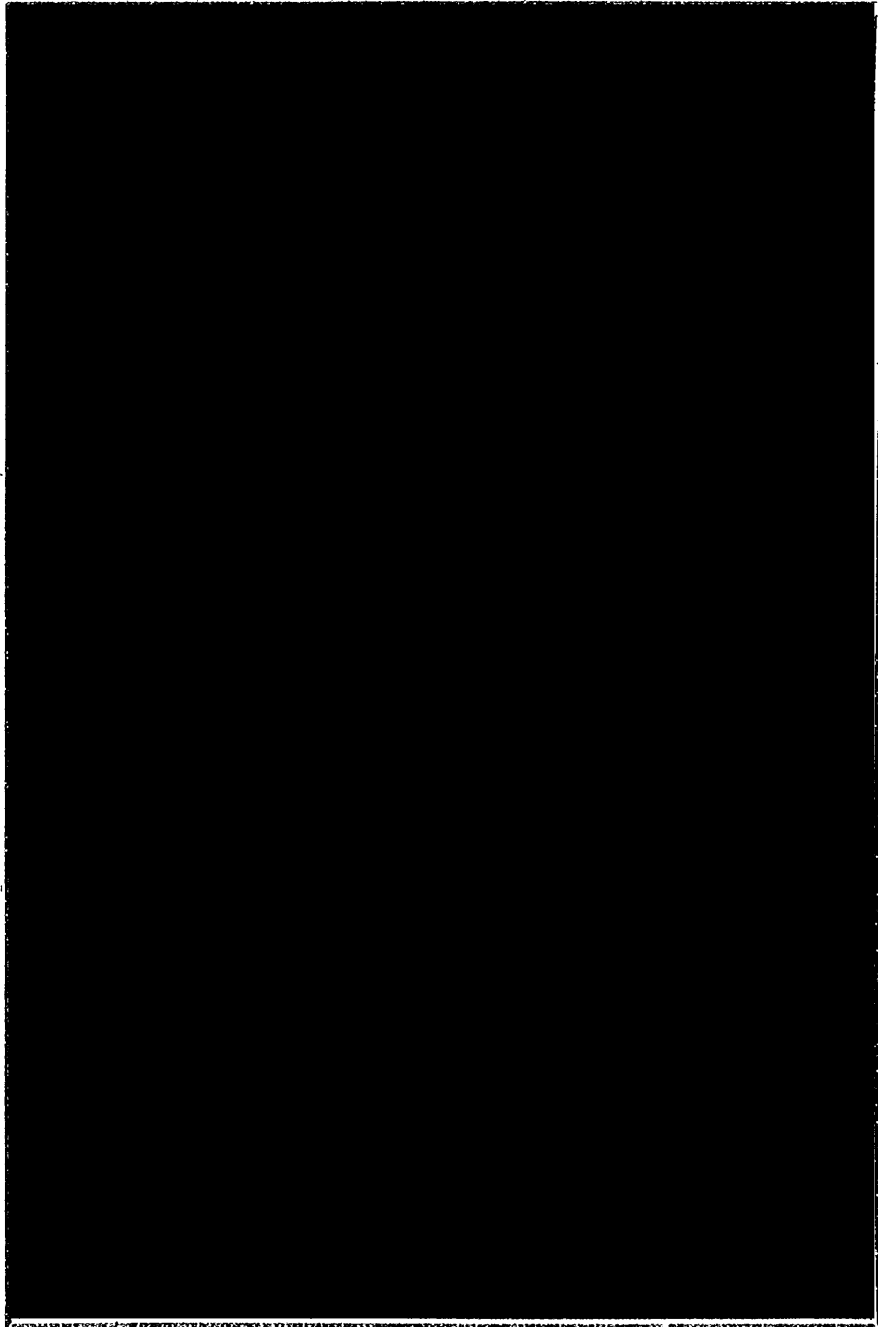
海軍公報 (部内限) 號外

四

0673

海軍公報 (部内報) 號外

五



0674

海軍公報 (部内限) 號外

六

0675 0675

海軍公報 (部内限) 號外

七

0676

海軍公報
(部内限)
號外

八

0676-2

海軍公報 (部内限) 號外

九

0677

海軍公報(部内限)第四千六百三十六號

海軍大臣官房

昭和十九年三月九日(木)

令 達

政部及建設部ニ改ム

附 則

本令ハ昭和十九年二月一日ヨリ之ヲ適用ス

(参照) 海軍機密會計法規集四〇頁

官房機密第一四四九號

私立工場貸與海軍機密書類取扱規則中左ノ通改正ス

昭和十九年三月八日

海軍大臣

官房機密第二二三號
軍需品以外ノ對南方交流物資ノ取得及賣拂手續中左ノ
通改正ス
昭和十九年三月八日
海軍大臣

第二條表中「又ハ民政部」ヲ「民政部又ハ建設部」
ニ改ム

第三條第二號撥入徴收官、收入官吏及收入取扱區分表
收入官吏ノ欄中「又ハ民政部」ヲ「民政部又ハ建設
部」ニ改ム

第四條第二號取扱區分ノ表支拂担任官ノ欄中「又ハ民
政部」ヲ「民政部又ハ建設部」ニ改ム

第五條中「民政府又ハ民政部」ヲ「民政府、民政部
又ハ建設部」ニ改ム

第二十六條表中現地契約担任官及本邦契約担任官ノ項
報告(通報)先ノ欄中「及關係民政部」ヲ「關係民

政部及建設部」ニ改ム

「極秘」ヲ「軍極秘」ニ、「極秘書類」ヲ「軍極秘書類」
ニ、「極秘圖書」ヲ「軍極秘圖書」ニ、「首席監督官」
ヲ「監督長」ニ改ム
第六條中「別ニ之ヲ定ム」ヲ「海軍機密物件取扱規則
別表ニ定ムル所ニ依ル」ニ改ム
第十三條 貸與元廳長又ハ其ノ地方在勤ノ造船造兵監
督長(造船造兵監督長ヲ置カレザル場合ハ首席ノ造
船監督官又ハ造兵監督官トス以下監督長ト稱ス)ハ
名簿登錄ノ工場中ニ削除ノ必要アリト認ムルモノア

(限 内 部)

海軍公報(部内限)第四千六百三十六號

昭和十九年三月九日

三一三

0678

ルトキハ事由ヲ具シ上申スベシ

第十四條 本則ニ依リ取扱フ一切ノ書類ハ監督長ヲ經由スルモノトス

第十六條 第一項中但書ヲ削ル

第二十條ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ工事上急ヲ要シ海軍大臣ノ許可ヲ得ルノ違ナキトキハ貸與元廳長特ニ之ヲ貸與スルコトヲ得此ノ場合事後速ニ海軍大臣ニ之ヲ報告スベシ

第五十一條 第一項但書中「海軍關係廳長」ノ上ニ「海軍大臣及」ヲ加フ

第五十二條 工場主前條ノ機密書類用済後ハ速ニ軍極秘書類ニ在リテハ原圖共之ヲ監督長ニ提出シ秘書類ニ在リテハ監督長ノ指示ヲ受ケ原圖共之ヲ焼却スベシ

監督長前項ノ規定ニ依リ軍極秘書類ノ提出ヲ受ケタルトキハ部下監督官ヲ指定シ之ヲ焼却セシメ其ノ書類名稱、番號、員數等必要ナル事項ヲ取纏メ六月毎ニ海軍關係廳長ニ報告又ハ通報スベシ

第五十三條 中「納付」ヲ「提出」ニ改ム

(内令提要卷二、一二九頁参照)

○通牒

官房軍第二六八號

昭和十九年三月八日

海軍次官事務取扱

關係廳長殿

官吏ノ出張制限ニ關スル件申進

首題ノ件ニ關シ過日閣議決定相成リタル處海軍トシテモ決戰時要務處理ノ神速化ト職員ノ極度縮減ノ要望切ナルモノアルニ鑑ミ各部ニ於ケル勤務振等從來ノ慣性ニ提ハルルコトナク眞ニ決戰態勢ニ在ラシムル爲職員ノ出張モ眞ニ己ムヲ得ザルモノニ止メ其ノ日數モ特殊ノモノヲ除キ毎月ノ十分ノ一以内ニ止ムルヲ標準トセザレ度

官房機密第一四五二號

昭和十九年三月八日

海軍省副官

各鎮守府參謀長
各警備府參謀長
海軍艦政本部長 殿

諸公試、諸試驗ノ一部省略實施要領ニ關スル件通知

0679

艦船造修規則及兵器造修規則ニ依ル諸公試、諸試験中
 一部省略實施ニ關シテハ昭和十八年官房艦機密第一三
 四五號ニ依リ實施中ノ處戰時急造艦船タル左記艦艇ニ
 對シテハ更ニ別紙ノ如ク追加改訂實施ノコトニ定メラ
 レ候

記

- 第五四八一號艦型 各艦
- 第二四〇一號艦型 各艦
- 第二七〇一號艦型 各艦
- 第一五〇一號艇型 各艇
- 第一五〇三號艇型 各艇
- 第二九〇一號艦型 各艦
- 第二〇〇一號艦型 各艦
- 第二二二一號艦型 各艦

(別紙)

一 艦船造修規則

(イ) 船底ノ狀況

第一百十一條第二號(イ)船底ノ狀況ニ關スル規定
 ハ第一五〇一號艇型、第一五〇三號艇型、第二〇
 〇一號艦型及第二二二一號艦型ニ對シテハ之ヲ適

用セズ

(ロ) 運轉公試

第一百十七條

主機械又ハ減速裝置ヲ開放セザル場合ハ終末運轉
 ヲ省略スルコトヲ得

(ハ) 標柱間公試

第一百十四條

第一五〇一號艇型、第一五〇三號艇型、第二〇〇
 一號艦型及第二二二一號艦型ニ在リテハ已ムヲ得
 ザル場合ヨリ同型第二艦以降ハ流木試験等ヲ以
 テ之ニ代フルコトヲ得

第一百十七條

終末運轉公試ニ於ケル標柱間航走ハ同型第二艦以
 降ニ在リテハ之ヲ省略スルコトヲ得

(ニ) 操舵公試

第三十六條第一號機力操舵公試中艦ノ速力「公
 試全力十分ノ八」ヲ「公試全力十分ノ十」トス

(ホ) 投揚錨公試

同型第二艦以降ニ在リテ深海投揚錨公試ノ作動試
 験ノミヲ施行スルモノトス

(ヘ) 離水壓試驗

0680

第七十二條

第一五〇三號艇型、第二七〇一號艦型、第二九〇一號艦型及第五四八一號艦型ニ在リテハ第一回艦内水壓試験時ノ膨脹量ノ計測ハ之ヲ省略スルコトヲ得

兵器造修規則

(イ) 魚雷兵裝公試

(一) 第八十條空氣壓縮ポンプ公試中第三號ヲ除ク
(二) 第八十條空氣壓縮ポンプ公試ハ同型第五艦以降ハ兵裝試験トス

(ロ) 羅針儀公試

第九十六條甲磁氣羅針儀公試ハ兵裝試験トス

(ハ) 電氣兵裝公試

(一) 發電機械及發電機公試

第九十九條第一號發電機力量試驗中全負荷運轉「四時間」ヲ「二時間」トス但シ界磁電流ノ測定ハ之ヲ施行セズ絶縁抵抗ハ全體ト船體間ノミヲ計測スルモノトス

第九十九條第四號電動發電機力量試驗中「二時間」ヲ「適宜實用試験」トス但シ界磁電流及各部溫度上昇ノ測定ハ之ヲ施行セズ絶縁抵抗ハ全體ト

船體間ノミヲ計測スルモノトス

(二) 電動機公試

第一百一條第一號中「二時間」ヲ「補機ト關聯適宜實用試験」トス但シ界磁電流及各部溫度上昇ノ測定ハ之ヲ施行セズ絶縁抵抗ハ全體ト船體間ノミヲ計測スルモノトス

(三) 探照燈公試

第一百十二條第一號中「炭棒一組消耗スル迄」ヲ「適宜實用試験」トス但シ絶縁抵抗ハ全體ト船體間ヲ計測スルモノトス

第一百十二條第二號中「三十分」ヲ「適宜」トス

(四) 電氣兵器試験

第一百十四條第二號信號燈試驗各種信號燈ハ適宜實用試験ヲ行ヒ信號用遮光器及光力調整裝置ノ作動ヲ檢スルモノトス但シ絶縁抵抗ハ全體ト船體間ノミヲ計測スルモノトス

第一百十四條第四號高聲電話器試驗ハ各種接續ニ於ケル交換器及電話器通話ノ狀況ヲ檢ス但シ電源電壓ノ測定ハ之ヲ施行セズ絶縁抵抗ハ全體ト船體間ノミヲ計測スルモノトス

二報 告

0681

第二百二十四條公試成績表ノ種類中「全部」ヲ「海軍艦政本部長特ニ指示スルモノ」トス

艦本機密第一一號ノ三七八二

昭和十九年三月八日

海軍艦政本部總務部長

關係各廳長殿

海軍技術研究所見學制限ノ件通知

近時海軍技術研究所ノ見學者ニシテ教務ノ一部トシ又ハ序ニ利用スル等ノモノ漸次増加(特ニ電波竝ニ音響研究部)シ同所緊急實驗研究業務遂行ニ甚シク支障ヲ生ズル虞アルニ付自今特ニ研究上必要アルモノノ外一般見學ハ當分ノ間制限致スベク候條有知ノ上可然取計相成度

○ 辭 令

(各通)

通信院技手 榎本 信行
遞信手 中村 福太郎
水夫次長 市川 元領

聯合艦隊司令部附ヲ命ス(海軍省)

氣象技師 矢木 秀雄
水路部附兼第四氣象隊附第八氣象隊附ヲ命ス(海軍省)

同)

兼第一艦隊司令部附ヲ免ス
聯合艦隊司令部附兼第一艦隊司令部附第二艦隊司令部附第三艦隊司令部附第六艦隊司令部附海軍書記
更科 俊男

(各通)

兼第一艦隊司令部附ヲ免ス
聯合艦隊司令部附兼第一艦隊司令部附第二艦隊司令部附第三艦隊司令部附海軍書記
更科 俊男
山根 岩夫

兼第一艦隊軍法會議附ヲ免ス(以上三品同)

鐵道官補 堀田 正之

吳海軍運輸部附ヲ免ス

鐵道官補 犬森 勇

吳海軍運輸部附ヲ命ス(三品同)

(各通)

聯合艦隊司令部附兼第二艦隊司令部附第三艦隊司令部附第六艦隊司令部附海軍書記
更科 俊男
田中 鶴次

兼第一機動艦隊司令部附ヲ命ス

海軍公報(部内限)第四千六百三十六號

昭和十九年三月九日

三一七

0682

(各通)

第四艦隊司令部附録第六
艦隊司令部附録第六
第四艦隊司令
部附録第六
吉田 貢
上滿 寅雄

兼中部太平洋方面艦隊司令部附第十四航空艦隊司令部附ヲ命ス

(各通)

聯合艦隊軍法會議附録第二艦隊
軍法會議附録第三艦隊軍法會議附
第六艦隊軍法會議附録海軍部
第三艦隊軍法會議
附録海軍部
田中 鶴次
更科 俊男
山根 岩夫

兼第一機動艦隊軍法會議附ヲ命ス

(各通)

第四艦隊軍法會議附録第六
艦隊軍法會議附録海軍部
第四艦隊軍法會議
附録海軍部
吉田 貢
石原 勇
坂本 危義
小瀬 亨
上滿 寅雄

兼中部太平洋方面艦隊軍法會議附第十四航空艦隊軍法會議附ヲ命ス(以上同)

海軍海軍特務
部附録海軍部
原 尻 正
西山有志雄

(各通)

海軍軍法會議法第七十三條ノニ依リ海軍司法警察
官トシテ勤務スル者ニ指定ス(海軍大臣)

同 宮崎 武人
同 堅山 喜一郎
同 松野 繁志
同 倉本 一明
同 磯 平八
同 根本 力
同 植松 繁次
同 佐々木重郎三
同 小野 稔
同 江頭 義隆
同 宮内 龜吉
同 宮本 元壽
同 長井 三郎
同 中西 六郎
同 江頭 善吾
同 尾花 正道
同 西尾 經雄
同 中村 道康

0683

<p>海軍主計大尉 榎本 邦一 玉野海軍監督官事務所及受持區域内ニ在ル儀裝員事務所ニ要スル經費支拂ノ爲資金前渡官吏ヲ命ス 海軍技師 久保 秀次郎 資金前渡官吏ヲ免ス(以上三ツ支出官 海軍省經理局長) ○轉載</p>	<p>兼任運輸通信局 秋山 正敏 海軍書記兼內務局 兼任運輸通信局 海軍技師兼內務技師 峰尾 和平 (各通) 同 石黒 榮一 兼任運輸通信技師(以上三ツ運輸通信省)</p>	<p>○司令驅逐艦變更 第二十七驅逐隊司令ハ二月二十五日司令驅逐艦ヲ春雨ニ變更セリ</p>	<p>○郵便物再送ノ件 自昭和十九年二月四日 期間大湊郵便局ニ到着ノ幌筵島方面宛郵便物ハ事故ニ因リ全部亡失セリ (大湊海軍運輸部海軍軍用郵便監督官)</p>
<p>○事務引繼 在玉野海軍監督官事務所資金前渡官吏三月一日附事務引繼ヲ了ス 前任 海軍技師 久保 秀次郎 後任 海軍主計大尉 榎本 邦一 (三ツ支出官 海軍省經理局長)</p>	<p>○事務開始 第六〇號驅逐艇裝員事務所ハ二月二十四日新潟市入船町四丁目株式會社新潟鐵工所新潟工場内ニ於テ事務ヲ開始セリ 第一五五〇號艦裝員事務所ハ二月十八日尾道市外向島日立造船所第一工場内ニ於テ事務ヲ開始セリ 清霜艦裝員事務所ハ三月四日神奈川縣橫須賀市谷戸六番地浦賀船渠株式會社浦賀造船所内ニ於テ事務ヲ開始セリ</p>	<p>○事務所移轉 海軍功績調査部ハ三月八日橫濱市港北區日吉町海軍省第七分室ニ移轉セリ</p>	<p>○事務所撤去 第一號海防艦裝員事務所ハ二月二十九日之ヲ撤去セリ</p>

海軍公報(部内限) 第四百六百三十六號

昭和十九年三月九日

三一九

0684

海軍公報(部内限) 第四千六百三十六號

昭和十九年三月九日

三三〇

○兵裝班移轉

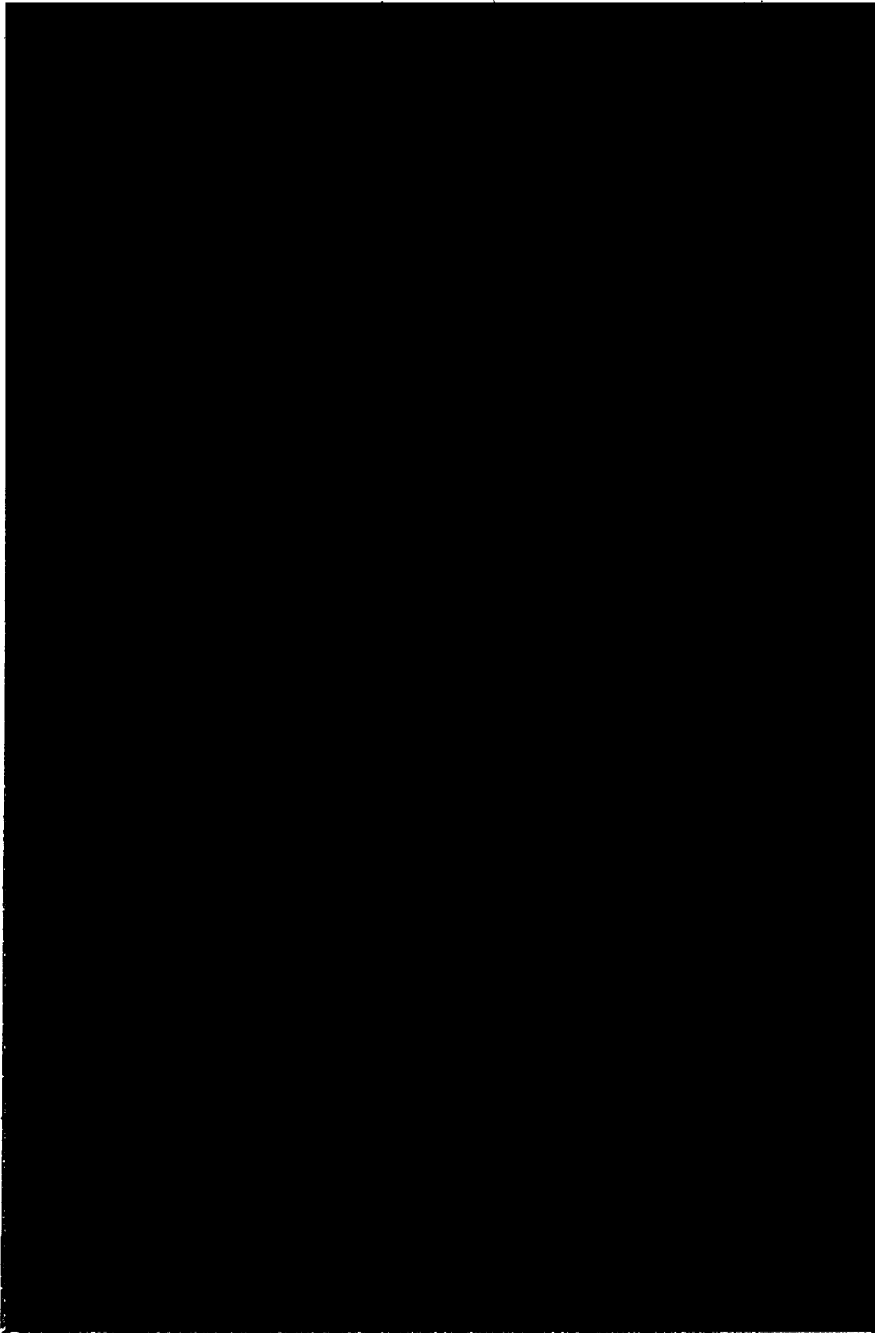
横須賀海軍航空隊内ニ於テ實施中ノ飛行機兵裝班ハ二月二十一日以降厚木航空隊内ニ移轉作業ヲ開始ス

○本日普通公報發行セズ

0685

0687

海軍公報
(部内限)
號外



海軍公報
(部内限)
號外

0688

海軍公報
(部内限)
號外

四

0689

海軍公報
(部内限)
號外

五

0690

海軍公報 (部内限) 號外

六

0691

0692

海軍公報
(部内限)
號外

七

0693

海軍公報
(部内限)
號外

八

海軍公報 (部内限) 號外

九

0694

海軍公報 (部内限) 第四千六百三十七號

昭和十九年三月十日(金)
海軍大臣官房

○令 達

昭和十九年三月八日

海軍大臣

官房設機密第五六七號
特設設營隊、特設海軍施設部及特設海軍建設部ニ於テ
築城及一般施設ニ充當スル人員及資材ノ補給竝ニ特設
海軍施設部ノ工事費整理擔任區分左ノ通定ム

特設設營隊、特設海軍施設部及特設海軍建設部ニ於テ
築城及一般施設ニ充當スル人員及資材ノ補給竝ニ特設
海軍施設部ノ工事費整理擔任區分

第一 人員

補充 擔任 應	被補充部隊、應	記 事
海軍施設本部補給部 (期限附探用工員ノミ)	第四海軍施設部	
横須賀海軍施設部 (期限附探用工員ヲ除ク)	第八海軍施設部	
被補充部隊、應ノ所管領 寺底所屬ノ海軍施設部	特設設營隊 特設海軍施設部 (第四及第八海軍施設部ヲ除ク)	
	特設海軍建設部	

海軍公報 (部内限) 第四千六百三十七號 昭和十九年三月十日

三三二

0695

第三 工事費整理

整理 擔任 應	被 整理 應	記	事
海軍施設本部補給部	第四海軍施設部 第八海軍施設部		

附 則

昭和十八年官房設機密第一四八三號ハ之ヲ廢止ス

(參照) 昭和十八年官房設機密第一四八三號ハ特設設營隊及特設建築部ニ要スル人員及資材ノ補給並ニ特設建築部ノ工事費整理ニ關スル擔任區分ノ件ナリ

官房設機密第一四五三號

當分ノ間左記艦艇ノ兵器簿ハ之ヲ廢止シ兵器ノ供給ハ兵器經理規程第八條又ハ航空兵器經理規程第十條ノ規定ニ拘ラス兵器搭載豫定表(兵器供給標準)ニ依ルモノトス

兵器搭載豫定表(兵器供給標準)ハ海軍艦政本部長又ハ海軍航空本部長ヲシテ之ヲ定メシム

記

海防艦(丙)、海防艦(丁)

一等輸送艦、二等輸送艦

驅潛特務艇
哨戒特務艇
魚雷艇(乙)
雜役船

昭和十九年三月八日

海軍大臣

○ 辭 令

○昭和十八年十一月一日

運輸通信屬 岡田 勝治

兼任海軍書記

○昭和十九年二月二十八日

佐光 詔一

任海軍書記
給七級俸

海軍公報(部内限) 第四千六百三十七號

昭和十九年三月十日

三三三

0697

竹内 政樹

海軍施設本部ニ於ケル建築業務囑託ヲ解ク(昭和十八年七月)

海軍省)

高添 直治

海南警備府ニ於ケル業務囑託ヲ解ク(昭和十八年七月)

海軍書記 岡田 勝治

吳海軍施設部勤務ヲ命ス(昭和十八年七月)

中尾 正

(各通)

千七百四拾圓

徵用中自今年額(各頭書ノ通)ヲ給ス(昭和十八年七月)

奥田 三友

(各通)

南 幸彦

海軍練習聯合航空總隊業務ヲ囑託シ部内限委任官待遇トス(昭和十八年七月)

大石 寅吉

海運局鑑査官 中本 清次

(各通)

海運局書記官 越塚 清志

海軍省事務囑託ヲ解ク(昭和十八年七月)

石原 次郎

海南警備府ニ於ケル事務囑託ヲ解ク(昭和十八年七月)

谷分 喜一郎

海南警備府ニ於ケル業務囑託ヲ解ク(昭和十八年七月)

仲吉 朝興

山口 倭太郎

海南海軍特務部業務ヲ囑託シ部内限委任官待遇トス

第一南遣艦隊事務ヲ囑託ス

但シ報酬年額貳千拾圓ヲ給シ部内限委任官待遇トス(以上三回同)

吉岡 庸之

大江 貢

海軍艦政本部ニ於ケル事務囑託ヲ解ク(昭和十八年七月)

山内 久彌

南西方面海軍民政府事務囑託ヲ解キ海軍省兵備局事務ヲ囑託シ報酬年額千圓ヲ給ス(待遇如故)(昭和十八年七月)

稻嶺 一郎

シヤカルタ在勤海軍武官室事務ヲ囑託ス

但シ報酬年額千七百七拾圓ヲ給シ部内限委任官待遇トス(三回同)

渡邊 玉夫

(各通) 貳千四百貳拾圓

マニラ海軍運輸部事務ヲ囑託ス

但シ報酬年額(各頭書ノ通)ヲ給シ部内限委任官待遇トス(三回同)

城野 雅一

海軍省南方政務部事務ヲ囑託シ部内限委任官待遇トス

大久保 繁雄

ス(二十五日同)

海軍書記 佐光 詔一

第三海軍燃料廠附ヲ命ス(二十八日同)

井上 龍起

佐世保海軍工廠工員寄宿舎ニ於ケル事務囑託ヲ解ク

(二十九日同)

門脇 明

海軍豫備學生ヲ免ス(三十日同)

宮川 重義

第二遣支艦隊業務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇トス

長谷川 良雄

第一海軍衣糧廠研究業務ヲ囑託ス

但シ報酬年額千四百七拾圓ヲ給シ部内限奏任官待遇トス

電気試験所技師兼
東北帝國大學教授

仁 科 在

(各通) 纖維工業試験所技師

沼野 敬之助

第一海軍衣糧廠研究業務ヲ囑託シ報酬年額參百圓ヲ贈與ス

成田 時治

第一南遣艦隊事務ヲ囑託ス

荒井 清

但シ報酬年額貳千六百圓ヲ給シ部内限奏任官待遇トス

河北 忠薫

第一海軍燃料廠海軍共濟組合醫療業務ヲ囑託ス

但シ報酬年額參千五百圓ヲ給シ部内限奏任官待遇トス

石原 滿雄

海軍省兵備局事務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇トス

森 山 明

(各通) 海軍艦政本部業務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇トス

岩倉 要吉

海軍艦政本部造船業務ヲ囑託ス

但シ報酬年額千四百七拾圓ヲ給シ部内限奏任官待遇トス

山下 正二郎

高雄海軍施設部土木業務ヲ囑託ス

宮崎 定重

但シ報酬年額千九百圓ヲ給シ部内限奏任官待遇トス

福 山 守

土浦海軍航空隊教授囑託ヲ解キ美保海軍航空隊教授ヲ囑託ス(報酬如故)

0699

同	渡邊 實	同	白木 幸雄
同	立石 丈夫	第一課勤務ヲ免シ第三課勤務ヲ命ス(前海軍省人事局)	
同	門野 光祐	○雜款	
同	草野 保	○集會所設置	橫須賀水交社父島集會所ハ二月二十六日小笠原島父島大村東町十五番地ニ集會所ヲ設置セリ (橫須賀水交社)
同	齋藤 文武	○出張所設置	富山海軍監督官事務所小松出張所ハ二月二十九日石川縣小松市八日市町地方五(小松製作所内)ニ出張所ヲ設置セリ
同	奥山 忠一	○事務所移轉	富山海軍監督官事務所ハ三月十四日富山市櫻橋通り一番地(富山電氣ビルディング三階)ニ移轉セリ 電話富山 五五四一 五五四二番
同	飯山 守雄	○事務所撤去	第十號海防艦艇裝員事務所ハ二月二十九日之ヲ撤去セリ
同	飯塚 義幸		
同	林 義郎		
同	上條 信助		
同	福榮丸二等運轉士 山田 重信		
(各通)	三等運轉士 坂本 房松		
同	二等機關士 米谷 平造		
同	無線通信士 濱田 泰藏		
囑託(軍屬船員)ヲ命ジ部内限判任官ヲ以テ待遇セラル(囑託以前海軍省兵備局)			
(各通)	海軍主計中尉 佐藤 雄三郎		
	海軍主計兵曹長 菅原 慶治郎		

海軍公報(部内限) 第四千六百三十七號

昭和十九年三月十日

三二七

0701

海軍公報

(部内限) 第四千六百三十八號

海軍大臣官房

昭和十九年三月十一日(土)

令 達

海軍大臣

第四千六百三十八號

昭和十八年官房第一七九七號中左ノ通改正ス

昭和十九年三月九日

海軍大臣

「經過シタル日以後其ノ月ノ十六日又ハ翌月ノ一日ニ於テ」ニ改ム

附則

昭和十八年官房第一二〇四號ハ之ヲ廢止ス

(参照) 昭和十八年官房第一七九七號ハ充員召集中ノ二等兵タル補充兵及第二國民兵ノ一等兵ヘノ進級ニ關スル件、昭和十八年官房第一二〇四號ハ乙種飛行機科練習生(特)タル飛行兵及同出身ノ飛行兵ノ進級ニ關スル件ナリ(諸例則卷二)ノ九二頁

官房機密第五六四號

昭和十七年官房機密第六四六五號ハ之ヲ廢止ス

昭和十九年三月九日

海軍公報(部内限) 第四千六百三十八號

昭和十九年三月十一日

三二九

(参照) 昭和十七年官房機密第六四六五號ハ乙種飛行機科練習生修業期間短縮ノ場合ニ於ケル二等飛行兵進級ノ件ナリ(内令提要卷二、八頁)

官房備第二四號

昭和十七年官房第一七一六號中左ノ通改正ス

昭和十九年三月十日

海軍大臣

第二號(四)ニ左ノ一項ヲ加フ

(二) 前各項ノ規定ニ依ル被服物品ハ特設應ニ向ケ派遣元應出發ノ際派遣元應ニ於テ之ヲ貸與スルコトヲ得

官房第二四九號

昭和十八年官房第一二〇二號中左ノ通改正ス

昭和十九年三月十日

海軍大臣

第二條中「(一)日ニ所屬ヲ變更シタル者ハ舊所屬ニ依

0702

ル)ヲ削ル

第三條中「所要事項ヲ附シテ新所轄長ニ移牒シ」ヲ削ル

第七條 海軍武官増俸規則第十二條及第十二條ノ二ノ規定ニ依ル報告又ハ通知ハ之ヲ要セズ

(參照) 諸例則卷二、二〇二ノ三頁

○ 通 牒

官房人第二四三號

昭和十九年三月九日

海軍次官事務取扱

關係各廳長殿

國籍回復ニ關スル件通牒

首題ノ件ニ關シ内務次官ヨリ別紙ノ通照會有之候條該當者アル向ハ可然取計ハレ度

(別紙)

内務省發書第二號

昭和十九年二月九日

内 務 次 官

海軍次官殿

國籍回復ニ關スル件

標記ノ件ニ關シ別紙ノ通各地方長官宛通牒致候條貴管下關係ノ向ニ對シ可然御配意相煩度

(別紙)

内務省發書第二號

昭和十九年二月九日

内務次官 唐澤 俊樹

各地方長官殿

國籍回復ニ關スル件

近時交換船ニテ引揚歸國ノ途次軍當局ノ要請ニ依リ南方占領地等ニ於テ下船シ軍要員トシテ勤務シツツアル者ニシテ國籍回復ノ申請ヲ爲スモノ往々有之候處爾今右ノ如ク日本ニ永住スル目的ヲ以テ歸國ノ途次特ニ當局ノ要請ニ依リ下船シ軍又ハ官公署ニ勤務シツツアル者ニ關シテハ國籍法第二十六條ノ適用ニ付テハ日本ニ住所ヲ有スルモノトシテ取扱フコトト相成候條右御了知ノ上貴管下關係ノ向ニ對シテモ可然周知方御取計相成度依命此段及通牒候

追而本件申請ニハ現住證明書ニ代へ所屬軍又ハ官公署ノ發給スル在勤證明書及日本ニ於ケル家族ノ住所ヲ記載セル書面添付セシメラレ度

軍務一機密第二三三號

昭和十九年三月四日

海軍省軍務局長

各艦隊、各鎮守府、各警備府
海軍練習聯合航空總隊 參謀長殿

特設海軍飛行隊新設ニ伴フ海軍航空隊編
制等ニ關スル件申進

首題ノ件左記ニ依リ實施方可然取計相成度

記

一 航空隊編制要領

(イ) 戦闘編制

航空隊固有定員ヲ以テ海軍航空隊編制令ニ依リ編
成シ之ニ特設海軍飛行隊ヲ飛行隊ニ準ジ飛行科ニ
編入ス即チ飛行科ノ編制左ノ如シ

飛行長

飛行機整備部

兵器整備部

特設海軍飛行隊

飛行部

飛行機整備部

兵器整備部

(ロ) 常務編制

航空隊ハ固有定員ヲ以テ海軍航空隊編制令ニ依リ
編制シ特設海軍飛行隊ハ海軍航空隊編制令ニ準ジ
分隊ニ區分シ分隊番號ハ航空隊司令ノ定ムル所ニ
依ル

二 航空隊司令ハ前號ノ編制ノ如ク特設海軍飛行隊ヲ
自隊ノ飛行隊ト看做シ部下ヲシテ聊カノ所轄別觀念
ヲモ挿入セシメザル様指導スルヲ要ス

三 特設海軍飛行隊ハ移動ヲ容易ナラシムル爲殆ソド
無章兵ヲ配員シアラザルニ付航空隊司令ハ所要ノ人
員ヲ特設海軍飛行隊ニ配シ援助セシムルコト

四 航空隊整備員ハ基地員分派ヲ考慮シ定員ヲ設定セ
ラレアルヲ以テ飛行機ヲ常駐セシメラザル基地等
ニ基地員ヲ分派スルノ要アルトキハ主トシテ之ニ充
ツルモノトス

軍務一機密第二三四號

昭和十九年三月十日

海軍省軍務局長

各海軍建設部長殿

特設海軍建設部ニ對スル中央事務ニ關ス
ル件申進

海軍公報(部内限)第四千六百三十八號

昭和十九年三月十一日

三三三

0704

首題ノ件ニ關シテハ從來通海軍省軍需局(補給及食糧生産)、海軍施設本部(施設)、海軍運輸本部(運輸)及南方政務部(政務)等ニ於テ各其ノ所掌ニ從ヒ處理セラルルコト勿論ナルモ所掌判然タラザルモノニ付テハ海軍省兵備局(第一課)ニ於テ之ヲ受理シ關係各部トノ連絡ニ任ズルコトニ定メラレ候條了知相成度

海人三機密第二號ノ二

昭和十九年三月十日

海軍省人事局長

關係各所轄長殿

海軍現役軍人ノ婚姻ニ關スル件申改正ノ

件通知

昭和十三年海人機密第一號ノ二七八照會ノ首題ノ件中左記ノ通改正致候

記

第二號中「簡易ナラシムルト共ニ此際現ニ内縁關係ニ在ル者ニ對シテハ調査ノ上速ニ正式手續ヲ採ラシムルコト」ヲ「簡易ニシテ部外官公署ニ對スル身元照會等ハ特ニ必要ナルモノノ外努メテ之ヲ行ハザルモノトス又任務行動ノ關係上已ムヲ得ザル場合ハ配偶者ノ身元調査及婚姻許否ノ決定ヲ在籍領守府ノ海軍人事部長ニ委

託スルコトヲ得内縁關係ニ在ル者ニ對シテハ速ニ正式手續ヲ採ル様指導スルコト」ニ改ム

(參照)

海人機密第一號ノ二七八(昭和十三年十一月五日)

(海軍省人事局長ヨリ各所轄長宛)

海軍現役軍人ノ婚姻ニ關スル件申進

今同海軍省令第二十五號ヲ以テ現役軍人ノ婚姻ニ關スル取扱制定相成候處本件ニ關シテハ制定ノ趣旨ヲ體シ左記ニ依リ可然取計相成度

記

- 一 准士官以上ノ婚姻ニ在リテハ身元調査第八號該當ノ一事項トシテ成ル可ク海軍部内者トノ間ニ生ズベキ姻戚關係等ヲ同號ニ記入スルコト
- 二 下士官兵ノ婚姻モ所轄長ノ許可ヲ要スルコトニ定メラレタルハ婚姻當事者ノ自重ヲ促シ下士官兵ノ品位向上ニ資スルト共ニ主トシテ軍港地附近ノ不良婚姻若ハ内縁關係等ヲ防止スル趣旨ニ付兩親等ノ同意アル郷里ニ於ケル正常ナル婚姻ニ關シテハ特ニ差支ナキ限り身元調査等ハ成ルベク之ヲ簡易ナラシムルト共ニ此ノ際現ニ内縁關係ニ在ル者ニ對シテハ調査ノ上速ニ正式手續ヲ採ラシムルコト

0705

軍務一機密第二三五號

昭和十九年三月十日

海軍省軍務局長

各鎮守府參謀長殿
各警備府(海南ヲ除ク)參謀長殿

對部外事務ノ統一ニ關スル件申進

戰時下戰力増強上地方協議會、都道府縣等ト密接ナル連絡ヲ保持スルコト緊要ナル處海軍各部ニ於テ區々ニ折衝スルニ於テハ無統制トナル虞アルニ付自今鎮守府(警備府)司令長官ハ管下ニ於ケル海軍諸機關對部外事務ノ統一保持ニ任ジ之ガ爲必要ナル措置ヲ爲シ得ルコトニ定メラレ候條可然取計相成度

經豫機密第三號ノ一一

昭和十九年三月十日

海軍省經理局長

關係各支出官、資金前渡官吏殿

日本銀行代理店設置ノ件通知

國庫事務ヲ取扱フ日本銀行代理店ヲ左記ニ設置シ之ガ事務ヲ取扱フコトト相成候

記

海軍公報(部内限)第四千六百三十八號

昭和十九年三月十一日

三三三

教育機密第八八號

昭和十九年三月十日

海軍省教育局長

各艦隊、各鎮守府、各警備府參謀長殿
大學校、兵學校、機關學校、經理學校、教頭

一般教育資料整理配布ニ關スル件申進

昭和十八年官房教第二號訓令ニ依ル一般教育資料ハ時機ヲ失セズ刊行一般ニ配付知悉セシメ以テ戰争遂行上之ヲ全幅活用スルノ要アリト認メラルルニ付各擔任校(航空隊、海兵團)ニ於テ整理出來次第速ニ報告相成度追テ本資料ハ數項目毎ニ之ヲ取纏メ教育局ニ於テ之ヲ刊行配布ノ豫定ニ有之候

○辭令

ジャワ	スマラン	昭和十九年一月二十日ヨリ
フィリピン	レガスピ	昭和十九年三月十九日ヨリ
同	バナイ島	
モルツカ諸島	ハルマヘラ島「テルナテ」	

0706

○昭和十九年三月三日

任海軍技手
給一級俸

坂口 良平

任海軍警部

赤羽 康愛

給六級俸

臺灣總督府技手

平岡 悟朗

同 原田 源一郎

同 下村 啓嗣

同 陳 期 陽

同 原田 勝平

同 齋 弘 吉

同 中 原 勇

第八海軍建設部附ヲ命ス(昭和十八年九月二十日同)

海軍技手 坂口 良平

横須賀鎮守府附ヲ命ス

海軍警部 赤羽 康愛

海南海軍特務部附ヲ命ス(以上三同)

海軍中佐 小代 正

第二課勤務ヲ命ス

第一課勤務ヲ命ス(三三市海軍省兵備局)
鐵道官 市川 芳次

第五三一海軍航空隊館山派遣隊ニ要スル給與及其ノ他ノ經費支拂ノ爲艦隊經費臨時分任出納官吏ヲ命シ置キタル處之ヲ免ス
海軍主計中尉 白石 弘

大泊在勤海軍武官府國防献金、恤兵金、學藝技術奨勵金分任出納官吏ヲ命ス
海軍兵曹長 淡路 義門

右同分任出納官吏ヲ免ス(以上三同)支出官 海軍省 倉持 美作
經理局長)

海軍主計大尉 三宅 修
南西方面航空廠第二支廠ダバオ分工場ニ要スル給與及其ノ他ノ經費支拂ノ爲艦隊經費臨時分任出納官吏ヲ命ス

海軍主計中尉 松本 脩
南西方面航空廠マニラ分工場臨時分任出納官吏ヲ免シ同第二支廠臨時分任出納官吏ヲ命ス(以上三同)

○ 雜 款

0707

○郵便物再送
高雄海軍航空隊氣付ウ七夢宛左記郵便物ハ事故ノ爲亡失ニ付該公用郵便物ハ至急再送方取計ハレ度
推定亡失郵便物

一月二十頃迄ニ臺灣高雄郵便局ニ到達ノ分從ツテ差立局ノ遠近ニ依リ相違アルモ 自昭和十八年九月十五日內至昭和十九年一月十五日內
地各局發送ノ分ト推定ス

(第二〇二海軍航空隊)

○航空隊名稱錯誤ノ件
當隊昭和十九年一月十五日開隊ノ處左記ノ通美保海軍航空隊ト同一所在地ニテ相隣接シ混同シ易ク且甚シキハ當隊ヲ美保海軍航空隊ノ一部ト誤解シ接受文書ノ誤送セララルモノ或ハ全然送付ナキモノ不勘ニ付書類發送等ニ關シテハ留意相成度

記

鳥取縣西伯郡大篠津村 第二美保海軍航空隊
同 美保海軍航空隊
(第二美保海軍航空隊)

○卒業式ニ參列ノ件
來三月二十二日本校第七十三期生徒卒業式竝ニ第二十三期選修學生修業式舉行相成候ニ就テハ勤務ニ差支ナキ限リ第二十三期選修學生修業者可成多數參列方配慮相成度

追テ準備ノ都合有之候條三月十五日迄ニ當日參列可
能者官氏名通知相煩度
(海軍兵學校副官)

(海軍兵學校副官)

○事務開始
第九十六防空隊ハ二月二十日館山海軍砲術學校内ニ於テ事務ヲ開始セリ
追テ當隊宛郵便物ハ館山海軍砲術學校内齋藤部隊へ
送付相成度

大湊海軍軍需部小樽出張所ハ三月一日小樽市色内町三
一番地三井物産株式會社四階ニ於テ事務ヲ開始セリ